

担い手の確保・育成①

(1) 新規自営就農者の確保

農業経営課

1. 目指す姿と取組のポイント

【5年後の目指す姿】

認定新規就農者を毎年60人以上確保するとともに、認定新規就農者の8割が就農後5年以内に販売額1,000万円を達成。

- U I ターン者も含めた新規自営就農者の確保・育成に軸足を置き、自営就農者を安定的に確保するとともに就農後の経営発展に向けた支援を強化する。

【主な活動の成果】

認定新規就農者（令和4年度） 44人（見込み）

2. 取組の進め方と令和5年度予算事業

(1) 自営就農希望者の確保

- ① 水田園芸や有機農業などの産地づくりで必要な担い手を確保するため、就農希望者が安心して就農できるような研修体制と経営モデルや農地がセットになった「包括的就農パッケージ」を作成・活用し、就農希望者に積極的にセールス。

【新規就農者確保・育成推進事業 23,509千円（23,189千円）】

② 地域での受入体制の強化

- ・ 地域計画に基づき、地域が必要とする担い手の明確化や、その就農希望者の受入に必要な農地確保、基盤整備、研修体制等の仕組みづくりを支援。

③ より多くの高校生が農業を職業として志すような環境づくりを推進。

- ・ 農業高校のネットワーク化を図るとともに、スマート農業やG A P、地域の産地づくりとの連携活動によって各校の魅力化を促進。
- ・ 農林大学校を中心として、農業高校の生徒を対象に農林大学校でより専門的な研修を実施したり、農林大学校の先生が農業高校に出向いて農業への関心を呼び起こすような授業を実施。

【農業高校地域連携推進事業 2,700千円（2,700千円）】

(2) 自営就農希望者の研修

- ① 農林大学校において、就農ビジョンが明確で速やかな就農を希望する社会人や、一旦は雇用就農するが将来的には自営就農したいという高卒生等、それぞれにあったサポートを充実。

【農林大学校再編拡充事業 41,861千円（42,167千円）】

- ② 担い手育成に意欲ある農業法人と連携し、就農希望者が雇用就農を経て独立して自営就農できるよう支援。

- ・ 担い手育成に意欲ある法人と県とで担い手育成協定を締結
- ・ 法人が就農希望者を受け入れるにあたって必要となる設備等を支援
補助率 1/3以内等 【自営就農志向者支援事業 20,936千円（20,604千円）】

- ③ 農林大学校によるリモート授業と地域の受入経営体による実習を組み合わせた研修を実施し、水田園芸、有機農業による就農希望者の確保を加速。

- ・ 研修制度：農林大学校によるリモート座学、受入農家での実習（原則2年間）
- ・ 受入農家に対する支援：実習用ハウス整備投資等を支援
補助率 1/3以内
研修生受入助成 定額3万円/月・人

【水田園芸・有機農業地域研修事業 14,986千円（30,987千円）】

④ 就農準備のための研修に必要な資金を交付

- ・対象 就農時50歳未満の者 研修：最大150万円／年（最長2年）
【就農準備・経営開始資金（国） 303,000千円（303,000千円）】
- ・対象 就農時50歳以上の者等 研修：U I ターン者 144万円／年
県内在住者 72万円／年（最長1年）
【農業人材投資事業（県） 6,720千円（6,540千円）】

（3）新規就農者の円滑な就農と定着支援

（ソフト）

① 就農後の早期の経営確立、定着を図るため資金を交付

- ・対象 就農時50歳未満の者 定着：最大150万円／年（最長5年）
※R4年度から、150万円／年を最長3年間交付
【再掲：就農準備・経営開始資金（国）】
- ・対象 就農時50歳以上の者等 定着：72万円／年（最長2年）
【再掲：農業人材投資事業（県）】

② 新規就農者の早期経営安定に向けて手厚いサポートを実施

- ・就農後5年以内に販売額1,000万円（他産業並みの所得）を達成できるような計画づくりを支援し、関係機関によるサポートチームで継続支援。
- ・スムーズにG A P認証取得ができるよう、農業普及員がマンツーマンで支援。
- ・効率的に技術向上が図られるよう、IoT技術（環境モニタリング等）を活用したリモート指導を提供
【農業改良普及事業 19,678千円（20,037千円）】

（ハード）

① 経営に必要な施設・機械等の整備を支援

- ・国事業を活用する場合 補助率 1/4以内（国1/2、県1/4）
補助対象事業費上限 10,000千円
※事業者負担については融資を受けることが要件。
※経営開始資金（国）と合わせて活用する場合は、事業費上限500万円。
- ・国事業を活用しない場合 補助率 1/3以内
補助上限 10,000千円
【機械等整備事業 210,000千円（205,500千円）】

② 経営に必要なハウス等の整備を支援 【詳細はP6参照】

- 助成の対象：園芸用ハウス、菌床きのこハウス、畜舎、たい肥舎等
- ・国事業を活用する場合 補助率：国事業（産地パワーアップ事業）活用の場合、
国は資材費の1/2を助成、県は総事業費の1/4を助成
- ・国事業を活用しない場合 補助率：市町村が事業費の1/3を助成する場合、
県も同額を助成（県1/3、市町村1/3、事業者1/3）
※畜舎、たい肥舎については、取得の場合のみを対象とする。
【ハウス等整備事業 187,244千円（128,922千円）】

③ 青年等就農資金

- ・融資対象者 認定新規就農者
- ・資金使途 青年等就農計画の達成に必要な資金（施設・機械の導入、家畜の購入、果樹の新植など）
- ・返済期間 17年以内（うち据置期間5年以内）
- ・融資限度額 3,700万円（特認1億円）
- ・利率（年） 無利子